

子どもたちが夢と希望を持って幸せに暮らせる

「子どもの権利条例」があるまち 北広島市

第1号

子どもの権利

- ◆安心して生きる
- ◆守り・守られる
- ◆健やかに育つ
- ◆参加する



ニュース!!



北広島市 2019 子ども会議 開催!!

平成24年に制定した「子どもの権利条例」に基づいて、子どもが社会に「参加する」権利を推進するため、平成31年1月11日、市役所で「子ども会議」を開催しました。

子ども会議には、市内各地域の小学校・中学校から小学3年生～中学2年生の子どもたち合計21名が参加してくれました。

始めに「子どもの権利」について説明を受けた後、3グループに分かれて、子どもの権利を知ってもらう方法話し合い、グループごとに発表しました。

- * 「学校等で勉強する機会をつくる」 * 「HPに載せる」
- * 「車にキャラクターを貼る」 * 「図書館に条例に関する本を置く」
- * 「条例に愛称をつける」等の活発な意見が出され、それぞれ市長に提案されました。



参加した子どもたちからは、

- * 「子どもに人権があることが分かった」
 - * 「初めて出会う友達と意見交換ができて面白かった」
 - * 「色々な考え方があることが分かった」
- 等の感想が寄せられ、有意義な時間を過ごしました。



子ども会議参加者からのアンケート結果

Q 「子どもの権利条例」の学習について

簡単 (3) 16%	ふつう (11) 58%	難しい (5) 26%
------------	--------------	-------------

Q 話し合う時間について

短い (1) 5%	ちょうどよい (14) 74%	長い (4) 21%
-----------	-----------------	------------

Q 次の会議に参加したいですか？

したい (15) 79%	しない (1) 5%	どちらでもない (3) 16%
--------------	------------	-----------------

Q 次回に話し合いたいテーマは？

- * ボールパークについて (子どもの関わり方等)
- * 特産品を考える
- * 子どものスポーツ環境
- * 本の販売場所について



※次回の「子ども会議」にも、たくさんの参加をお待ちしています。

＜保護者の皆様へ＞

「子どもの権利条例」に基づいて設置されている
相談窓口では、子どもに関わる様々な相談に応じています。

子どもの権利救済委員会は、問題解決に向けて一緒に考え、
助言や支援、救済の申し立て等に基づく調査や関係者の調整を行い、
子どもたちを「権利の侵害」から救済するために活動しています。

ひとりで

なや
悩まないで..

例えば、お子さんの様子に..

こんなことは、
ありませんか？

Q食欲がない..
Q笑わなくなった..
Q朝、起きられない..

Q反抗期が収まらない..

Q学校をきたがらない..

Qいじめられているのかも..

Q生活習慣が乱れている..
Qスマホを離さない..
Qライン攻撃を受けている..



北広島市
子どもの権利キャラクター
「けんりーな」

相談活動は子どもからの相談のほか、保護者や施設関係者の方からの相談も受け付けています。
友人関係や家族のこと、学校での出来事や自分自身の悩みなど、誰にも相談できず、苦しんでいる
場合があります。

名前は言わなくても構いません。打ち明けることで、気持ちが楽になることがありますので、気軽に
利用してください。

子どもの権利相談窓口

どんなことでも、誰でも気軽に相談できます。

○相談専用電話 **011-372-6200**

相談日：毎週月～金曜 10：30～17：00

○メール jkenri@city.kitahiroshima.lg.jp

バーコードリーダーで読み取ると便利です

○相談フォーム 北広島市子育てサイト

「子どもの権利相談窓口 相談フォーム」から入力できます

※メール・相談フォームは24時間いつでも受け付けます。返信が遅くなること
がありますが、メッセージは必ず読んでいますので、待っていてくださいね。

※返信メールはパソコンから送信します。事前に上記メールアドレスからの受信拒否設定
を解除してくださいね。

ひみつ
秘密は守られる

安心
ので、安心してね！



〒061-1192 北広島市中央4丁目2-1

北広島市役所2階 子育て支援部 子ども家庭課